

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）に基づき、人事院規則八―一八（採用試験）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和六年九月四日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則八―一八―三六

人事院規則八―一八（採用試験）の一部を改正する人事院規則

人事院規則八―一八（採用試験）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
別表第一 区分試験及び区分試験の対象となる官職（第四条関係）			別表第一 区分試験及び区分試験の対象となる官職（第四条関係）		
採用試験の	区分試験	区分試験の対象と	採用試験の	区分試験	区分試験の対象と

種類ごとの 名称	(略)	国家公務員 採用一般職 試験（大卒 程度試験）
	(略)	林学
なる官職	(略)	十 法第四十五条 の二第一項第二 号に規定する官 職のうち、主と して林学に関す る知識、技術又 はその他の能力 を必要とする業 務に従事するこ

種類ごとの 名称	(略)	国家公務員 採用一般職 試験（大卒 程度試験）
	(略)	林学
なる官職	(略)	十 法第四十五条 の二第一項第二 号に規定する官 職のうち、主と して林学に関す る知識、技術又 はその他の能力 を必要とする業 務に従事するこ

		教養
とを職務とする 官職	十一 法第四十五 条の二第一項第 二号に規定する 官職のうち、課 題を解決できる 論理的な思考 力、判断力及び 表現力を必要と する業務に従事 することを職務 とする官職で	

(略)	
(略)	
(略)	あつて、前各号 に掲げる官職を 除く全ての官職

別表第二 採用試験の試験種目（第六条関係）

採用試験の 種類ごとの 名称	(略)	国家公務員	採用一般職 試験（大卒 程度試験）
	(略)	(略)	デジタル・電 気・電子 機械
	(略)	(略)	基礎能力試験、 専門試験（多肢選 択式）、専門試験

(略)	
(略)	
(略)	

別表第二 採用試験の試験種目（第六条関係）

採用試験の 種類ごとの 名称	(略)	国家公務員	採用一般職 試験（大卒 程度試験）
	(略)	(略)	デジタル・電 気・電子 機械
	(略)	(略)	基礎能力試験、 専門試験（多肢選 択式）、専門試験

別表第三 採用試験の受験資格（第八条関係）	（略）								
	（略）	土木	建築	物理	化学	農学	農業農村工学	林学	教養
	（略）	（記述式）及び人物試験						基礎能力試験、課題対応能力試験、一般教養論文試験及び人物試験	

別表第三 採用試験の受験資格（第八条関係）	（略）								
	（略）	土木	建築	物理	化学	農学	農業農村工学	林学	
	（略）	（記述式）及び人物試験							

採用試験の 種類ごとの 名称	(略)	国家公務員 採用一般職 試験（大卒 程度試験）
	(略)	行政 デジタル・電 気・電子 機械 土木 建築 物理 化学 農学
受験資格	(略)	次に掲げる者 イ（略） ロ 試験年度の 四月一日にお ける年齢が二 十一歳未満の 者で次に掲げ るもの (1)・ (2)

採用試験の 種類ごとの 名称	(略)	国家公務員 採用一般職 試験（大卒 程度試験）
	(略)	全ての区分試 験
受験資格	(略)	次に掲げる者 イ（略） ロ 試験年度の 四月一日にお ける年齢が二 十一歳未満の 者で次に掲げ るもの (1)・ (2)

(略)	
(略)	農業農村工学 林学 教養
(略)	(略) (3) 教養の区 分試験に あつては、 (1)及び(2)に 掲げるもの のほか、試 験年度の四 月一日にお ける年齢が 二十歳の者

(略)	
(略)	
(略)	(略) (新設)

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和六年十二月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 人事院及び試験機関は、この規則の施行の日前においても、この規則による改正後の規則八―一八別表第一国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）の項中教養の区分試験の実施に必要な準備行為をすることができるとができる。